## 第17回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 \* 表記,表現は原則として,傍聴者の記入されたとおりとしています

- \* 公開不可の記入があったものは,公開しません
- \*()は事務局の補足です
- \*懇談会主旨に関連しない項目は掲載しておりません。

NO.	カテゴリー	Q	A
1	地方分権につい	地方分権というのは,地方に権限を与えるという国の立場からの考え方である。調布の立	委員に開示します。
	て	場としては国から与えられた権限でなく,基本的人権のような調布市の当然のもつべき権限	
		と考えるべきである。本来の考え方は,中央集権の中で,地方が地方の個性を実現させるこ	
		とが地方の固有の考えということを大切にすることにある。	
2	地方分権につい	地方分権の流れというのは,何を中央の持つ権限で,何を地方の持つ権限とする	委員に開示します。
	て	かのせめぎあいの中で,今までの中央の権限を地方に与えるというものである。	
		地方がどのような権限を持つべきなのかを継続して考えていくことが大切であり ,基本条	
		例にこの事を入れていくことは有意義なことである。	
3	調布らしさにつ	人間の生活ぶりとしての「調布らしさ」とは具体的に何ですか?わかりにくいです。ある	委員に開示します。
	いて	程度の明確化が必要です。歴史や自然も大切ですが、現代人の我々が生活の上で実現する「調	
		布らしさ」を大切にすることが重要です。	
4	総則について	新しい価値を先導的に創出することだけを前面に出すことはよくない。古い価値の生み出	委員に開示します。
		された時代的背景とその役割を考え,現代におけるその価値の改定又は廃棄の必要性を論ず	
		る必要性がある。これは古い価値が存在してない分野は,存在していなかった理由を論ずる	
		ことの必要性を理解するのに役立つ。その上で , 新しい価値を創出することに目を向ける必	
		要がある。つまり,価値を先導的に創出する為にはこの問題を考えてやる必要があることを	
		忘れてはならないのである。	
5	住民参加につい	住民参加の権利に対応する諸制度は難しくてもつくるべきものである。制度の構築の見通	委員に開示します。
	て	しは研究してつけるものである。	
		又,住民参加の権利は,上規制度の構築の状況にかかわらず,住民固有の権利であるはずで	

	1		
		ある。制度の構築の状況によって,この権利を基本条例に盛り込むかを決めることは変な考	
		え方である。	
6	協働について	協働は,その形を考える必要がある。それがないと協働を基本条例に入れた場合,協働し	委員に開示します。
		ない市民は非国民ならぬ非市民になる。市民はできる人ができる時にできる事を実現できれ	
		ば足りるのであり,これを実現した中で,共につくりあげる協働のみが認められるものであ	
		<b>ర</b> 。	
7	協働について	市の行政全体において市と市民が協働して街づくりをすることは大切なことである。但	委員に開示します。
		し,行政分野において協働できる量と質が違うことになるのである。	
8	責務について	法用語には ,「責務」ではなく ,「努力」という言葉もある。責務とすると , もしそれをし	委員に開示します。
		なかったとすれば ,どのような責任をとる必要が出てくるのか。 非常に心配である。 私は「市	
		民に努力を期待する」というような表現が良いと考える。	
9	責務について	市議会議員個々の責務は,1・市内で解決すべき問題を明確にしていく研究 2・その問	委員に開示します。
		題を解決していく方法の研究 3・解決方法を市民や他の議員に理解をしてもらう方法の研	
		究などが挙げられる。	
1 0	職員について	自治体政策法務は ,「自治体が行う法律を考慮した政策」などに変更するべきである。	委員に開示します。
1 1	行政の民間化に	行政の民間化の望むところは , 行政のサービスを充実させるのに , 逆にその為の費用を減	委員に開示します。
	ついて	らすことを実現するところにある。技術革新とは何か?改善とは何か?それらをどのように	
		実現するのか?組織論的見方,小集団活動の考え方,自発的及び行政機関が定める集団の学	
		習活動の充実とその学びを仕事に生かす研究などを研究課題として推進していくことが,行	
		政の民間化には必要である。	
1 2	その他	物事はPlan,Do,Check,Actionにより,Check,Actionの	委員に開示します。
		重要性が認識されるところである。しかしながら,このCheck,Actionのあり方	
		は , 常に研究するところにある。それは , この C h e c k , A c t i o n も P l a n , D o ,	
		Check,Actionによりつくられるものであることを意味する。基本条例の評価機	
		関の事はこの点を考えるべきである。	

1 3	その他	17回にも上る真剣で熱意ある議論をされてきた委員の皆様やいつも的確な準備と資料	傍聴いただきありがとうございま
		作成をされた事務局に厚い敬意を表します。	した。御感想は委員にお知らせしま
		また,見事に報告内容を調整し,まとめられた座長の手腕に敬服します。	す。
		私もほぼ毎回傍聴させていただき,大変勉強になりました。ありがとうございました。	
		調布市に調布らしさ,独自性のある素晴らしい自治基本条例がつくられることを期待しま	
		す。	